

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	公益財団法人大下財団 代表理事 大下 俊明
【住所又は本店所在地】	広島県広島市安佐南区祇園1-12-13
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年3月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	フマキラー株式会社
証券コード	4998
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	法人（公益財団法人）
氏名又は名称	公益財団法人大下財団 代表理事 大下 俊明
住所又は本店所在地	広島県広島市安佐南区祇園1-12-13
事務上の連絡先及び担当者名	藤岡 晃
電話番号	0829-55-2112

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年3月12日
訂正箇所	平成30年3月19日に提出いたしました変更報告書の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、訂正いたします。 訂正箇所は以下の通りです。 第2【提出者に関する事項】 1【提出者（大量保有者） / 1】 (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

（訂正前）**第2【提出者に関する事項】****1【提出者（大量保有者） / 1】****(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

平成30年3月12日付でみずほ証券株式会社に対し、平成30年3月12日から平成30年9月15日までの期間において、事前にみずほ証券株式会社の書面による承諾がある場合を除き、発行会社株式の売却等は行わない旨を合意しています。

（訂正後）**第2【提出者に関する事項】****1【提出者（大量保有者） / 1】****(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

平成30年3月12日付でみずほ証券株式会社に対し、平成30年3月12日から平成30年9月15日までの期間において、事前にみずほ証券株式会社の書面による承諾がある場合を除き、発行会社株式の売却等は行わない旨を合意しています。